

上サロベツ自然再生事業実施計画（変更）の概要

1 実施者及び協議会の名称

実施者：環境省北海道地方環境事務所

協議会：上サロベツ自然再生協議会

2 対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生の対象となる区域

<対象となる区域>

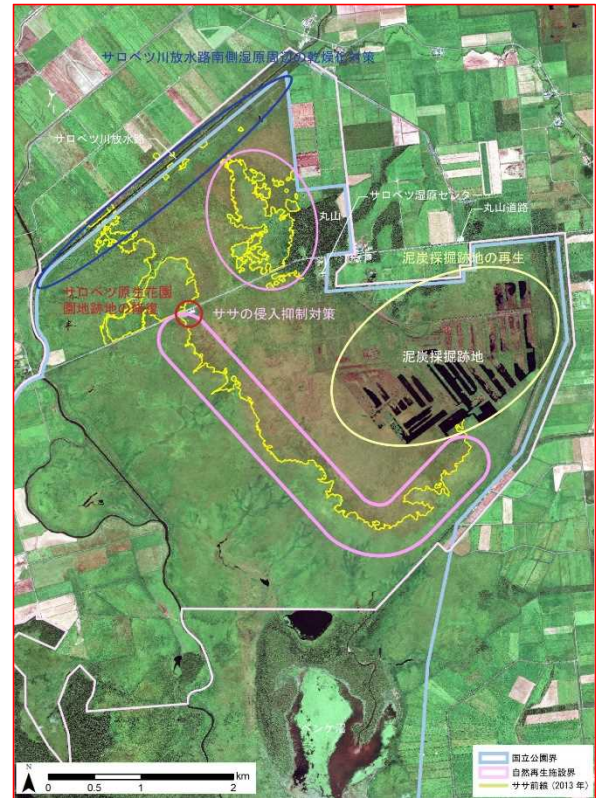
自然再生の対象となる区域は、主として利尻礼文サロベツ国立公園に指定されている豊富町地内の上サロベツ湿原。

(2) 自然再生の実施内容

<概要（変更理由）>

平成21年度上サロベツ自然再生事業実施計画書に基づき、サロベツ川放水路南側湿原周辺の乾燥化対策、ササの侵入抑制対策、サロベツ原生花園園地跡地の修復、泥炭採掘跡地等の再生及び環境学習の推進に取り組んできた。

このたび、事業の達成状況や事業の実施による効果等を評価し、一部の計画見直しを行った。



図一 1 自然再生の対象となる区域

<目標・効果>

- ・水抜き水路の埋め戻しによる地下水位の低下抑制
- ・泥炭採取跡地等における湿原植生の再生・創出
- ・ササの侵入抑制対策手法の確立

3. 計画書見直しのポイント

- 乾燥化対策として水抜き水路の埋め戻しや堰き止めなどを実施した。現時点では期待通りの結果が得られているが、長期的な効果を確認するため、引き続き地下水位や植生の遷移についてモニタリングを継続実施する。
- ササ侵入抑制対策としてササの剥ぎ取り及び溝の造成などを実施した。今後はモニタリングを継続し、事業効果を評価していく。
- サロベツ原生花園園地跡地の修復箇所については、施設の撤去及び表土の掘削、泥炭の一部投入等の工事を実施した。今後はモニタリングを継続し、地下水位と植生回復の関係を評価・検討していく。
- 泥炭採掘跡地の開水面については、多数のオオヒシクイが寄留地として利用していることが確認されていることから、水面をそのまま維持していくことを基本として推移を見守る。